

平成28年度 第12回

魚沼市農業委員会総会議事録

平成29年3月

魚沼市農業委員会

別紙 1

平成28年度第12回魚沼市農業委員会総会委員出欠表

出席 27名 定員 29名
欠席 0名 欠員 2名

(委員)

出	欠	席番	氏名	備考
○		1	中澤正規	
○		2	目黒隆弥	
○		3	関武雄	
○		4	馬場公雄	
○		5	八木修司	
○		6	横山史子	
		7		
○		8	蕨澤芳子	
○		9	大島強喜	
○		10	佐藤正喜	
○		11	佐野彰	
○		12	櫻井貞夫	
○		13	櫻井信夫	
○		14	田中正雄	
○		15	阿達正	
○		16	森山武郎	
○		17	小島祐治	
○		18	桑原正文	
○		19	小岩勇	
○		20	星野貞樹	
		21		
○		22	高橋日出子	
○		23	小幡悦男	
○		24	橘精一	
○		25	渡邊弘義	
○		26	渡邊正一	
○		27	梅田隆夫	
○		28	小西正春	
○		29	上村喜久雄	

(事務局)

出	欠	氏名	備考
○		山本健一	
○		穴沢優子	
○		高橋智也	

平成28年度

第12回魚沼市農業委員会総会付議事件一覧表

平成29年3月24日

日程	議案番号	付 議 事 件
		開会宣言 14 時 51 分
1		報告事項 会務報告 部会報告
2		議事録署名委員の指名について 13 番 櫻井 信夫 委員 17 番 小島 祐治 委員
3	報告第1号 報告第2号 報告第3号	農地貸借の合意解約について 農地法第3条の3第1項の規定による届出について 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出(2歳未満の転用)について
4	議案第1号 議案第2号 議案第3号 議案第4号 議案第5号 議案第6号	農地法第3条の規定による許可申請について 事業計画変更承認申請の承認について 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について 農用地利用集積計画意見決定について 平成28年度農業委員会活動の点検・評価及び平成29年度活動等の策定について
5		その他
		閉会宣言 16 時 38 分

平成28年度第12回魚沼市農業委員会総会議事録

平成28年度第8回魚沼市農業委員会総会は、平成29年3月24日魚沼市広神庁舎3階会議室に招集された。

1. 出席委員は、別紙1のとおりである。
2. 本総会に付議された事件は、別紙2のとおりである。

事務局（高橋主任）

時間前ですけれども、総会に先立ちまして本日の出席者数をご報告いたします。委員定数27名のうち、欠席の届け出はありませんでした。整理番号6番横山史子委員、整理番号12番櫻井貞夫委員から遅れるとの連絡が入っております。魚沼市農業委員会会議規則第7条の規定による定数に達しておりますので、ただいまから平成28年度第12回魚沼市農業委員会総会を開催いたします。

初めに上村会長から挨拶をいただきます。お願いします

（時刻は14時51分）

上村会長
（挨拶）

会 務 報 告

議 長（上村会長）

それでは、日程第1報告事項「会務報告」を議題とします。

事務局（山本事務局長）

会務報告の前に皆さんにお知らせしますが、関武雄委員、今不幸がありまして帰られましたので、ご承知おき願いたいと思います。よろしく申し上げます。

配布資料の確認

主要会務報告、主要会務予定について説明

議 長（上村会長）

続きまして、部会報告をお願いいたします。

農政部会長（田中正雄委員）

今回特段の報告事項はございません。以上です。

農地部会長（森山武郎委員）

農地部会も特段ありません。

広報部会長（菰澤芳子委員）

この総会前に部会を開き、農業委員会だよりNo.22号の原稿について最終的にチェックしました。4月10日に全戸配布される予定です。以上です。

議長（上村会長）

ただいま会務並びに部会報告が終わりました。皆さま方でご質問等ありましたら、ご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

特になければ、次に進めさせていただきます。

議事録署名委員の指名について

議長（上村会長）

日程第2「議事録署名委員の指名」について議題といたします。会議規則第14条に掲げてありますので指名させていただきますが、議長に一任していただけますでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、議事録署名委員に議席番号13番櫻井信夫委員及び議席番号17番小島祐治委員の両名を指名いたします。

農地貸借の合意解約について

議長（上村会長）

続いて、日程第3報告第1号「農地貸借の合意解約」について事務局の説明をお願いいたします。

事務局（穴沢主任）

議案書2ページをお願いします。

日程第3報告第1号「農地貸借の合意解約」について、今月は25件の届出がありました。詳細については事前配布のとおりです。以上です。

議長（上村会長）

報告第1号について、事務局の説明どおり事前配布ということで、事前に目を通していただいたと思います。内容について質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

特にないようですので、お諮りいたします。報告第1号「農地貸借の合意解約」については、届出のとおり承認することよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、承認することといたします。

農地法第3条の3第1項の規定による届出について

議長（上村会長）

続いて、日程第3報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について事務局の説明をお願いいたします。

事務局（穴沢主任）

議案書の8ページをお願いします。

日程第3報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について、今月は19件受理し、受理通知書を送付いたしました。既に賃貸借の設定、認定農業者等への貸し付けされている農地があります。相続人は市外の方もおいでですが、今後も魚沼市にお住まいの方が継続して耕作されていくものと思います。以上です。

議長（上村会長）

報告第2号について、事務局の説明が終わりました。内容について質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

それでは、特にないようすでお諮りいたします。報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」については、届出のとおり承認することによろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、承認することといたします。

農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について

議長（上村会長）

日程第4報告第3号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出」について事務局の説明をお願いします。

事務局（高橋主任）

議案の9ページをお願いします。

報告第3号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出」について、今月は1件の届出がありました。

整理番号1	申請人	*****
	申請地	*****の一部 田 65.09 m ²
	転用目的	農機具格納庫

議長（上村会長）

報告第3号について、事務局の説明が終わりました。内容について質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

特にないようですので、お諮りいたします。報告第3号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出」について、整理番号1番については届出のとおり承認することよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、承認することといたします。

農地法第3条の規定による許可申請について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請」について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（穴沢主任）

議案書10ページをお願いします。

日程第4議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請」について、今月は所有権移転売買1件、賃借権の設定3件、使用貸借権の設定4件、合計8件です。

整理番号1	申請地	*****	田ほか9筆	合計 4,733 m ²
	譲渡人	*****		
	譲受人	*****		
	権利種別	所有権移転 売買	全体で*****円	

申請の理由は、経営規模の拡大を図るためです。譲渡人が市外に居住しており、耕作することができないため、譲受人との売買の話がまとまり、申請があったものです。譲受人は大型機械を所有しており、経験年数も十分あるため、今後とも効率よく耕作していくことが見込めると考えます。

次の整理番号2番から4番は関連がありますので、まとめて説明をさせていただきます。

整理番号2	申請地	*****	田	777 m ²
	譲渡人	*****		
	譲受人	*****		
	権利種別	賃借権設定	*****円/10a	

整理番号3	申請地	*****	田ほか9筆	合計 6,529 m ²
	譲渡人	*****		
	譲受人	*****		
	権利種別	賃借権設定	*****円/10a	

整理番号4	申請地	*****	田	1,635 m ²
	譲渡人	*****		
	譲受人	*****		
	権利種別	賃借権設定	*****円/10a	

申請の理由は、整理番号2は譲渡人が高齢であるため、整理番号3は魚沼市以外に居住しているため耕作ができない、そして整理番号4は相続により所有権を取得しましたが耕作することが困難であるため、一般財団法人*****が水稻やソバ等を作付けするため、申請があったものです。なお、一般財団法人*****への貸し付けということで、一般法人への貸し付けとなりますので、解除条件付きの貸借契約となっております。

整理番号5 申請地 ***** 田ほか1筆 合計5,763㎡
譲渡人 *****
譲受人 *****
権利種別 使用貸借権設定 10年間

申請の理由は、譲渡人が高齢であり、子に経営移譲するため、使用貸借権設定の申請があったものです。

次の整理番号6番・7番は関連がありますので、まとめて説明をさせていただきます。

整理番号6 申請地 ***** 田ほか6筆 合計10,912㎡
譲渡人 *****
譲受人 *****
権利種別 使用貸借権設定 15年間

整理番号7 申請地 ***** 田ほか1筆 合計2,995㎡
譲渡人 *****
譲受人 *****
権利種別 使用貸借権設定 10年間

申請の理由は、水の郷工業団地の用地買収に協力いただき、代替地として取得した農地ですが、譲渡人が経営移譲年金を受給中であり、親子の使用貸借権設定のため申請があったものです。

次の整理番号8番は、農業者年金受給に係る経営移譲の再設定のため説明を省略させていただきますが、内容につきましては事前配布のとおりです。

以上、整理番号1番及び5番から8番までは、議案書に記載のあるとおり農地法第3条第2項各号に該当していないため、許可要件の全てを満たすと考えます。整理番号2番・3番及び4番につきましては、議案書に記載のあるとおり農地法第3条第2項各号に該当しておらず、農地法第3条第3項各号にある解除条件などが設定されておりますので、こちらも要件の全てを満たすと考えます。以上です。

議長（上村会長）

議案第1号について、事務局の説明に続いて、地区担当委員の調査・補足説明ありましたら、お願いいたします。

渡邊弘義委員

整理番号1番ですが、先日電話連絡で確認取りました。事務局のとおりです。

高橋日出子委員

整理番号2番ですが、*****さんのほうにご連絡申し上げましたけど、行きましてもお会いできませんでしたので、電話でお話をさせていただき、また*****のほうにも伺ってお話を聞かせていただきました。事務局のとおりでございます。

小西正春委員

整理番号3番・4番ですが、3日前に*****行って確認しました。今までこの物件については、*****が部分委託をして春の代掻き、田植え、秋刈り取りと*****がしていたもので、それを全面的に委託ということになるだけありますので、何ら問題ないと思います。

議長（上村会長）

整理番号5番以降は事務局の説明のとおりでございます。事務局並びに地区担当委員の説明が終わりました。内容について質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

橘 精一委員

整理番号8番の住所の関係なんですが、これ*****で間違いはないですね。

議長（上村会長）

この譲渡人、譲受人の住所。

事務局（穴沢主任）

はい、転居しておられまして、確かに*****にお住まいだった方なんですけども、今は転居して*****にお住まいです。

議長（上村会長）

よろしいでしょうか。

そのほかどうでしょうか。

（特になし）

それでは、特にないようですので採決に入ります。採決は権利の種類ごとに行います。

まず、所有権移転売買に関する整理番号1番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続きまして、貸借権設定貸借権に関する整理番号2番・3番・4番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続きまして、貸借権設定使用貸借に関する整理番号5番・6番・7番・8番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請」については、整理番号1番から8番まで申請どおり許可することといたします。

事業計画変更承認申請の承認について

議 長（上村会長）

続きまして、日程第4議案第2号「事業計画変更承認申請の承認」について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（高橋主任）

議案書の13ページをお願いします。

議案第2号「事業計画変更承認申請の承認」について、今月は1件となっております。

整理番号1	当初計画者	*****
	承継者	*****
	申請地	***** 田ほか3筆 合計2,803㎡
	当初転用目的	コンビニエンスストア建築及び駐車場（普通車23台、大型車5台）敷地
	変更申請概要	賃借権の設定から所有権移転売買への変更。工事期間の延長（～H29.8.30）
	変更理由	積雪状況により土工事等ができなかったため、工事期間を延長する。また賃貸人からの要望があり、権利種別を売買に変更するもの。

平成28年10月13日付魚振農第165018号にて5条許可を得ましたが、積雪状況による工事の遅れにより、この度平成29年8月30日までの工事期間の延長及び賃借人からの要望があり、賃借権の設定から所有権移転への権利種別の変更をするため、事業計画変更の承認申請があったものです。

議 長（上村会長）

議案第2号について、事務局の説明に続きまして、地区担当委員の調査・補足説明をお願いいたします。

梅田隆夫委員

整理番号1番ですが、事務局の説明のとおりで、工事が遅れたものでどうなるのかなと思っていたら更新となりました。

議 長（上村会長）

事務局並びに地区担当委員の説明が終わりました。内容について質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

阿達 正委員

賃借権の設定から所有権移転売買へ変更したんですけど、売買価格等はいくらですか。

議 長（上村会長）

情報がありましたら。

事務局（高橋主任）

後ほど報告させていただきます。

議長（上村会長）

では、後ほど報告するという事で。

そのほかどうでしょうか。

（特になし）

特になさいますので、採決に入ります。議案第2号「事業計画変更承認申請の承認」について、整理番号1番について申請どおり承認することよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、異議なしと認め、承認することといたします。

なお、売買価格については後ほどということをお願いいたします。

農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する 意見について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第3号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見」について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（高橋主任）

議案書の14ページをお願いします。

議案第3号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、今月の申請は1件です。

整理番号1	申請地	*****	畑	1,729 m ²
	農地区分	第一種農地		
	申請人	*****		
	申請概要	社会福祉事業施設1棟		
	転用目的	社会福祉事業施設建築敷地		
	判断理由	既存施設の拡張		

申請地は*****地内の農地です。既存の*****施設の建物内で通所事業所*****を併設運営していますが、利用定員の増加及び農福連携事業等の作業種目の増加や新規事業を開始する環境整備として、隣接する申請地に社会福祉事業施設を建築したい旨、この度申請があったものです。

議長（上村会長）

議案第3号について、事務局の説明が終わりました。内容について質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

阿達 正委員

申請人は分かったんですけど、この土地の所有者というか、そういう人の名前がないんですけど、こういうがんはその土地の所有者の名前がなくてもいいのですか。

事務局（高橋主任）

4条申請ですので、申請人が土地の所有者です。

議 長（上村会長）

よろしいでしょうか。

阿達 正委員

自分の土地だったんですね。

議 長（上村会長）

そのほかどうでしょうか。

（特になし）

特にないようですので、採決に入ります。議案第3号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見」については、申請どおり許可することによろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、異議なしと認め、許可相当の意見を付して県に進達することといたします。

農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する 意見について

議 長（上村会長）

続いて、日程第4議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見」について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（高橋主任）

まず議案の説明させていただく前に、先月の総会案件について報告させていただきます。

5条申請の整理番号2、株式会社*****の転用申請が許可相当となりましたが、その後社長の変更等があり、取り下げを行うとの連絡がありました。

もう1点、整理番号3の*****さん、*****さんの否決になった転用申請ですが、その後こちらも取り下げの願いが提出されましたので、併せて報告させていただきます。

それでは、議案書の15ページをお願いします。

議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、今月の申請は2件です。

整理番号 1	申請地	*****	田ほか 3 筆	合計 2,803 m ²
	農地区分	第一種農地		
	権利種別	所有権移転売買 *****円/坪		
	譲渡人	*****		
	譲受人	*****		
	申請概要	コンビニエンスストア店舗 1 棟及び駐車場（普通車 23 台、大型車 5 台）敷地		
	転用目的	コンビニエンスストア建築及び駐車場敷地（普通車 23 台、大型車 5 台）		
	判断理由	申請に係る農地は、特別な立地条件を必要とする流通業務施設、休憩所、停留所、その他これらに類する施設であり、一般国道の沿道の区域に設置されるものであるため。		

先ほどの事業計画変更承認申請、整理番号 1 の 5 条申請になりますので、説明のほうは割愛させていただきます。

整理番号 2	申請地	*****	田ほか 4 筆	合計 3,689 m ²
	農地区分	第三種農地		
	権利種別	賃借権設定		
	貸付人	*****		
	借受人	*****		
	申請概要	店舗 1 棟及び駐車場（62 台）		
	転用目的	店舗及び駐車場築造（62 台）		
	判断理由	申請地周辺には、水道管、下水道管が埋設されている 14m の道路があり、申請地の 500m 以内に*****医院と*****医院があるため。		

申請地は*****地内の農地です。販路拡大のため適地を探していたところ、所有者と話がまとまり、店舗新設のため、この度申請があったものです。開発行為についても申請中であります。

なお、3,000 m²を超える案件ですので、常設審議委員会への諮問の案件となっております。

議長（上村会長）

議案第 4 号について、事務局の説明に続きまして、地区担当委員の調査・補足説明をお願いいたします。

梅田隆夫委員

整理番号 1 番ですが、先ほどの説明のとおり、当初の計画のとおり進めているということで、今事務局が言われたとおりでございます。

櫻井信夫委員

整理番号 2 番ですが、ただいま事務局の説明のとおり、この*****さんについては、同地区に、国道沿いに 1 店舗あるわけですが、2 店舗目になるわけですが、事務局の説明のとおり問題ありません。

議 長（上村会長）

事務局並びに地区担当委員の説明が終わりました。内容について質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

桑原正文委員

今さらこんな質問していいか分からないんですけども、1番の件ですけども、図面を見るとこの浄化槽ということがあって、恐らくこの脇の水路に入れるんじゃないかと思ったんですけども、これ多分農業用水路になっていますんで、その辺を関係者等との合意というか、話し合いとかなんかはきちっとなされていたのか、それをお伺いしたいと思うんですけど。

議 長（上村会長）

施設内の雨水のまた浄化槽から用水への流入が考えられる、その旨の近隣の話ということですが、その辺情報ありましたらお願いします。

桑原正文委員

雨水とか路面排水ぐらいだったら多分問題ないと思うんですけど、要するにトイレとか何かのやつがここに入るか、それとも普通の市の作っている公共下水に入っているのか、それを確認したいんですけど。

議 長（上村会長）

その辺情報は。

事務局（高橋主任）

詳細について、今すぐ答えられなくて申し訳ないんですけども、申請書を再度確認して、後ほど回答させていただきます。

議 長（上村会長）

こういった大型施設になりますと、結果的には、簡単に言えば結合しますということですが、それも辺も併せて事務局のほうで確認してもらいたいと思いますし、地区担当委員のほうもそういったことが考えられるわけであれば、確認・調査ということをお願いいたします。では、後ほど報告するというところでよろしいでしょうか。

桑原正文委員

はい。

議 長（上村会長）

そのほかどうでしょうか。

（特になし）

それでは、今確認事項もあるということですが、まずもって特にないようですので、採決に入ります。採決は番号順に行います。

まず、整理番号1番について、申請どおり許可することよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

次に、整理番号2番について、申請どおり許可することよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

特に異議なしと認め、整理番号1番並びに2番ともに許可相当の意見を付して県に進達することといたします。

先ほどの質問の件については、ひとつ確認を願いたいと思います。

農用地利用集積計画の意見決定について

議長（上村会長）

日程第4議案第5号「農用地利用集積計画の意見決定」について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（穴沢主任）

議案の説明に入る前に、2月の総会の際に阿達委員から質問されておりました、本年1月に設立されました農事組合法人*****の集積面積等について、お答えをしたいと思います。経営面積は18.7ha、構成員5名で農機具等は構成員から借り上げて作業を行い、5年後には大型の農機具を導入、設置する計画となっております。よろしいでしょうか。

阿達 正委員

はい。

事務局（穴沢主任）

それでは、議案書16ページをお願いいたします。

日程第4議案第5号「農用地利用集積計画の意見決定」について説明をさせていただきます。これは、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画の意見決定について意見を求めるものです。

利用権（設定）	件数	141 件
	筆数	647 筆
	面積	540,441.68 m ²

なお詳細につきましては事前配布のとおりです。

続きまして、所有権移転ですが、議案書57ページをお願いします。今月は売買1件です。

整理番号1	所有権を移転する農用地	*****	田	438 m ²
	所有権を移転する者	*****		
	所有権の移転を受ける者	*****		
	売却価格	全体で*****円		

以上、利用権設定並びに所有権移転につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件を全て満たしていると考えます。以上です。

議長（上村会長）

議案第5号について、事務局の説明が終わりました。内容について質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

田中正雄委員

46 ページの農事組合法人*****の経営面積が分かったら連絡をお願いします。

事務局（穴沢主任）

農事組合法人*****さんですが、今年 29 年 2 月 7 日に設立されました。経営面積については、3 月この総会分で今のところは 1.6ha となっております。構成員については 14 名、それから役員の方が 4 名、農機具は借り上げということで今年からスタートするというふうに聞いております。以上です。

田中正雄委員

はい、分かりました。ありがとうございました。

議長（上村会長）

そのほかどうでしょうか。

（特になし）

特になければ、採決に入ります。議案第5号「農用地利用集積計画の意見決定」については、計画のとおり決定してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、決定することといたします。

ここで若干、10 分程度休憩をさせていただきます。50 分まででお願いいたします。

平成 28 年度農業委員会活動の点検・評価及び 平成 29 年度活動等の策定について

議長（上村会長）

それでは、再開させていただきます。先ほどの質問につきましては、連絡がまだ来てないので、後ほどまた報告させていただきます。

それでは、続きまして日程第4議案第6号「平成28年度農業委員会活動の点検・評価及び平成29年度活動等の策定」について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（高橋主任）

別冊で本日お配りしました議案書の58ページをお願いします。

当日の配布になってしまい、大変申し訳ございませんでした。議案第6号「平成28年度農業委員会活動の点検・評価及び平成29年度活動計画等の策定」について説明させていただきます。農業委員会では、農業委員会の適正な事務実施に基づい

て、毎年その年の活動の点検・評価及び翌年の活動計画について作成することとなっております。

なお、今回策定したものを皆様のご意見をいただいたり、市のホームページや窓口等に置いて農業者の方からご覧いただき、意見を頂戴し、最終的にはそれらの意見を反映させて、5月末までに公表することとなっております。これから概要を説明しますので、ご審議いただきたいと思います。

別紙、資料に基づいて説明

事務局（山本事務局長）

それでは、70 ページをご覧ください。

「平成 29 年度の魚沼市農業委員会業務計画(案)」というようなことであります。

別紙、資料に基づいて説明

議長（上村会長）

本日配布の中で、この第 6 号議案につきまして、農業委員会活動の点検・評価、評価成績表みたいなものですが、それと 29 年度の活動計画ということで説明がありました。まずもって走り走りの説明ということで、皆さま方内容についての質問・ご意見、まずありましたらご発言をお願いいたします。

中澤正規委員

65 ページ「3 農地保有適格法人からの報告への対応」の中ほどに、「うち報告書を提出しなかった農地所有適格法人」というのがありますが、毎年これ 1 法人出てくるんですが、同じ法人でしょうか。

事務局（穴沢主任）

はい、同じです。

中澤正規委員

的確な指導でここがゼロになるように、頑張るように法人に指導をお願いしたと思います。

それからもう 1 点、63 ページ、V の 2。これについて、28 年の内容の中に「平成 29 年度実績」という字句がありますが、これはどういう意味で 29 年度実績のあれが出てくるんですか。

事務局（高橋主任）

28 年度実績の間違いで、例えば違反転用が幾つかある場合であれば、こちらに対しての実績はどうですかということ。すみません、「平成 28 年度実績」の間違いです。

議長（上村会長）

28 年に訂正と。

事務局（高橋主任）

そうですね。申し訳ございません。

目黒隆弥委員

62 ページの上のほうから小さい数字の2なんですけど、この実績が10.3ha となっていますけれども、2ha に対して10.3ha は515%ですよ。ですが、この数字そのものはいいですけども、こんなに大きく解消実績が出ているんですか。

事務局（高橋主任）

ここ解消に挙げていいかというところなんですけれども、解消可能なA判定のものが今回B判定、もう不能ということに判断を変えたということが、そのA判定が解消されたというこちらの面積に挙がりました。

目黒隆弥委員

B判定がA判定になったというふうに解釈すればいいんですか。

事務局（高橋主任）

逆です。A判定がB判定になったということです。解消という意味が適当かはありますが、A判定の面積としては10.3ha 少なくなったという意味です。

目黒隆弥委員

そうすると、この13.5ha の中にそれが入っているというふうに見るんですか。

事務局（高橋主任）

もともとA判定が13.5ha ありまして、そのうちの10.3ha が全てではないですけど、B判定になったということです。13.5ha から10.3ha を引いてもらったものが現在A判定として残っている農地となります。

目黒隆弥委員

なるほど、そういう意味なんですね。なんか少し理解しにくい数字だなと。

目黒隆弥委員

分かりました。ありがとうございました。

議長（上村会長）

ほかにどうでしょうか。

小島結治委員

先ほどの65 ページ、提出しなかった理由ということで、少しこうなんとなくについてお尋ね、なんですかというところなんですけれども、法人立ち上げばならんという極めて切羽詰まっているわけですし、いろいろな面なんですけど、こういうことが挙げられることは少し悲しい思いがするもので、いつも同じ法人だというようなお話ですが、具体的には事務方側で言うとどんなことだと思いますか。例えば経理上のそういうのが難しかった。あるいは経理士が入れば簡単にできるとか、そうすると金がかかるとか。その辺、プライバシーに影響しない範囲でのお話が聞ければありがたいです。

議 長（上村会長）

具体的な内容を公表できるかどうかということを知っているわけですが、それで私もそう思ったんですけれども、農業委員会へのこういった法人からの報告が義務付けられているということだから、事務局任せばかりでもならんんじゃないかなと実は私も思っているもので、例えばこの 27 法人が各地区に広がっている中での地区担当委員がそこに出向く方法も考えられるということですが、そこまで介入する必要があるのかなのか。そこいらはまずいですよということであれば、事務局にお任せするということになりますけれども。

事務局（穴沢主任）

実は、この 1 法人につきましては、設立当初から全く報告がないところになっておりまして、ここだけの話にしますが、いろんなほかの農業生産法人の方とか貸借の契約等の情報から、実際にその法人の代表の方がもう農業をされていらっしやらない状態だという情報を受けております。ですので、今年そこまで調査ができなかったので、29 年度に詳しい実態を調べなければならぬなと思っていますところなんです。

小島結治委員

なかなか答えづらい質問を答えていただきありがとうございました。以後私も強く認識をしまして、分かりやすく言えば補助金はもらえるんだけれども、法人作ると補助金で個人に比べれば優遇されたというふうに感じているんですが、ただこういうことが行われるとしまいには補助金返還なんてこともある。やはり少し認識は持ってもらったほうがいい。何でもかという、私もこれから立ち上げる身であると非常に悲しく思って、皆さんにこういうことを相談申し上げる立場ですので、ありがとうございました。

議 長（上村会長）

この件は私も引っかかっていたんですけども、当然農業委員会のこの農林水産省の経営局長通知という部分、これらの策定ということがうたわれておりまして、どうしても農地所有適格法人の提出がなかったという現実があると上部団体、農業会議等からも指導があるということですので、これは先ほど事務局が言いましたように事情をよく確認した中で、また上部団体にその対応というのを確認していただきたいなと思います。ある程度情報がつかめた段階で、また皆さま方に適当な報告をしたいなと思います。

佐野 彰委員

もしこの報告書を何年も怠った場合、ペナルティーっていうのはあるんですかね。

事務局（穴沢主任）

あります。

佐野 彰委員

それは、何年ぐらいしたらあるんです。

事務局（穴沢主任）

実は、事業年度が終了して 3 カ月以内に報告をするということになっております

ので、罰金の金額等今持ち合わせていないので詳しいことが今お答えできないんですけど、ペナルティーはあります。

佐野 彰委員

いやいや。なんで聞いたかっていうのは、これ個人的に私もこういう中に入っているものですから、もしたまたま間違っただけだったり、もう1年でもそういうことが来るんか、いやそれでも1年でなくとも、まあ1カ月くらい待っても出せばいいのかわ。どんな塩梅になっているか。それでよろしいんでしょうか。

議 長（上村会長）

ペナルティーがあるといったことで、これも農業委員会のそれぞれの委員の情報としては、やはり取っておくべきところ、また熟知しておくところが必要ですので、事務局のほうも後日また分かったら、情報を流していただきたいと思います。

小幡悦男委員

法人かまたは担い手ですが、賃貸借を結んで相当面積耕作をしていて、体の調子とかいろいろな部分で、耕作がある意味では適正な管理をしていないというところもたまに見受けられるんですが、そういう部分に対しての農業委員会の働きかけとか、そういう問題に対しての動き方等、良いことがあったら教えてもらいたいと思います。過去にもいろいろの中で、廃業に近いような形でいた人もいるわけですが、近年米の下落の中でいわゆる経営難というような形で減ってくる可能性もあるのかなというふうな心配はするわけですが。

議 長（上村会長）

高齢者または体調不良でということで、いわゆる経営放棄する、耕作放棄するということですか。

小幡悦男委員

もう決まりはねえとなかなかこう管理ができない。

議 長（上村会長）

なかなか管理ができない。いわゆる荒れっ畑になっているというようなことです。実は前にも去年かおとしに報告したことがあったと思うんですけども、実は正直言いまして南の農業委員会から私のところに電話がありました。いわゆるそういったこととということと大規模、なかなかその地域の管理が行き届かんぞと。農地は南に属するから、南の農業委員会として耕作者に指導させてもらう、いわゆる文書を出すと。私もそれを相談受けたときに、ぜひそういったことをお互いにやっていくということですので、それは現実に確実に実行できるかどうかは別としても、いわゆる「周りの環境が悪いですよ。だから、ある程度管理してください」と、こういったことは、地区においてやはり農業委員の仕事だと思います。ですので、例えば極端な言い方、他の人が見て「おーい、あっこはどいがかんだ」ということがあったときには、やはり農業委員が地元の地区の中に入ってもらいまして、いわゆるそういったことが出ているということは、やはり農業委員みずから相手、小作が判明すれば当然指導していただきたいと思います。

実は昨年あたりも私の地元でもそういったことがあります。周りがだんだんと草刈りでおごったということで、いわゆる耕作受け手にはそういった苦情も出てるか

らある程度管理してくださいというようなことも指摘をさせてもらったことがありますので、いずれにせよそれがすぐに直るかどうか、訂正できるかどうかは別としても、それらのことで口コミの中で指導していくということで対応していただきたいと思います。

あと、それこそ「後継耕作ができなくて誰かいねえろか」というのも、当然これから現農業委員もそうですし、そのために農地最適化推進委員というのができてきますので、そこいらもやはり地区の中に入った動きを今後はしていかなざるを得ないというような状況ではないかというようなことです。

そんなことでよろしいでしょうか。そのほかに。

小島結治委員

すみません、法人の関係で。それでですね。今の事務局さんの報告が上がってこないということは、事実確認としてそのとおりだと思います。それから、法人さんにもそれなりの事情がおありだとは思いますが、私は全く別の人の法人の話なんですけども、補助金入れる所までは割といけいけどんどんでいけるんだけど、さあそのうち管理がなかなか。個人的に任されるとか、あるいは個人が対応できないとか。特に条件が不利の所については、そういうふうな心配があるようで。名前の出てくる代表ではなくて、集落に関係して判子ついたような方が、ゆくゆくは補助金返還の恐れがあるということで、実は内々心配しているんだと。なかなか言えないと。そういうことが発生してから「農業委員会何していたんだ」というふうになっては、これまた逆に農業委員会に帳簿が挙がってこないからなんてことだけでなく、やはり提出されていないなんていう中身を踏み込んだことをできる立場だと思うので、補助金返還なんてとんでもない赤っ恥を搔く前に、委員会としてあるいは事務局としてアドバイス。結果補助金返還もあり得るよと。多分そこに決すると思うんで、その辺のいろんなプライバシーもあろうかと思いますが、一旦手を挙げて補助金ちょうだいした以上は。その辺、だから特にまた確認していただいて、どういう方法がとれるのかは相談していただくようなことで、不名誉に補助金返還なんていう赤っ恥ださないような方法をひとつ考えていったらいかがでしょうかという私の勝手な話です。

議長（上村会長）

いわゆる法人格を習得した課程の中での補助金等々の適用があった場合には、いわゆる報告義務を怠ったということの中で、万が一そういったことになってくると重要問題ということになってきます。その辺、事務局の方でも徹底していただきたいと思います。

あとどうでしょうかね。

阿達 正委員

61 ページなんですけど、新たに農業経営を営もうとする者の参入促進ということで、27 年度に 2 経営体、28 年度 4 経営体。農業委員というか組合長もしているんですけど、プライバシーもあるかもしれませんが、新規参入で入ってきた経営体が誰だか分かったら、今度また地域の話が。例えば地域のところであった場合、そういう人達にお願い、農業委員として「こういうところやってくんねえか」という話合いにもできるんで、これ悪いことじゃねえから経営体の名前が分かれば教えて欲しいんですけど。そういうのってやはり教えられないんでしょうか。どっけですか。

議 長（上村会長）

これは恐らく、農林課のほうでいわゆる認定農業者とかそういった関係もあるの
で、公表しても別に問題ないと思いますが。分かったらお願いします。

事務局（穴沢主任）

個人の方が1人いまして、*****さんという方です。

阿達 正委員

すみません。28ですか、27ですか。

事務局（穴沢主任）

28です。あとは、農事組合法人ですね。今年になって設立されました*****
さん、*****さん、そして合同会社という組織になりますが、*****さん
の4経営体です。

議 長（上村会長）

よろしいでしょうか。

阿達 正委員

*****さんって地域というか、地区というかはどの辺なんでしょうか。

事務局（穴沢主任）

*****です。

阿達 正委員

*****。*****ですか。

事務局（穴沢主任）

はい、そうです。転入してこられました。

阿達 正委員

新聞に出てた山野草の人ですか。

事務局（穴沢主任）

はい。*****は*****で、*****が*****で、*****さん
も*****です。

阿達 正委員

27年のは。

事務局（穴沢主任）

27年はすみません。調べていないので。

議 長（上村会長）

どうでしょうか。

小幡悦男委員

71 ページの4番目のところですが、「農業者の公的代表機関として、地域の農業振興及び農家の経営安定のため、市長及び関係機関に建議等を行う」ということで具体的に挙がってきているわけですが、今まで建議を行うことができるというようななんかこう曖昧なことだったと思うわけですが、今回ははっきりと行うということが出てきているわけですが、これについての例えば年に1回行うとか、具体的な話をお聞かせ願いたいと思います。

事務局（山本事務局長）

年に何回行うとか、そういうのはないんですけども、いわゆる農業委員会として、建議をしなければならぬというふうなことで法律に明記されたということになります。建議、もしくは意見書です。

議 長（上村会長）

よろしいでしょうか。

小幡悦男委員

はい。少し関連ですが、もし意見書なりあれの場合は、大雑把に解釈して農業振興という部分になると裾が広いわけですが、それを含めた中でも大丈夫ってことですか。農地に関わる部分だけとかということだけじゃなくて。

事務局（山本事務局長）

いわゆる農業に関わることになろうかと思います。

小幡悦男委員

はい、分かりました。

議 長（上村会長）

この件については、今局長が言うように年1回はこの建議を行いたいということでもあります。今までこういった魚沼市の中では、言葉は違いますけれどもなかったというようなことで私は歴代こう聞くわけですが、そういったことでいわゆる義務付けられた。特に農業委員会としては、いわゆる地域の中に農地の関係ででたときに、地域に入ったら農地が整備されていなかったんだと、例えばそういう細かいことを魚沼市としての事業予算でやってはどうかと、そういったこともやはり一つの建議の中に入ろうかと思しますので、我々農業委員が地域に見た状況をやはり一つ一つ吟味する中でこれとこれを出そうじゃないかと、そういったことでよろしいかと思えます。将来米の値が下がるからコシヒカリをどうすればいいとかそこまでの議論ではなくて、やはり我々農業委員がすべき業務の中での、そういった建議をしていかなければならぬかなということを考えています。

そのほかどうでしょうか。

阿達 正委員

昔は各部会の年度当初の予定とか活動目標みたいのがあって、年度末にそれについての評価みたいのもあった。なんでここ何年かそういうのもないんで、やはりせっかく部会が3つあるわけですから、4月当初というか今年度変わるからあれかもしれませんが、新しい人になったときは、部会でできたら目標みたいのをやって、

それで年度が終わるときには評価、まずその議員自身が自分たちの活動の評価みたいなのできるような。日々の日誌を出してそれだけだとちっとあれだと思いうんで、そういうところでもまた部会の話し合い等ができればあれかなと思いうんですが。どうでしょうか。

事務局（山本事務局長）

今阿達委員のほうからお話あったお話はもっともだと思えます。以前は総会終了後、それぞれの農地農政部会を開催して、農地部会等については農地パトロールの関係だとか、農政部会等についてはいわゆる見識を高めるための研修だとか、そういう部会を通した中で、相談を捉えていた経過もあります。なので、次年度においても、4月に入って一応それぞれの部会を開催していただいて、この具体的な計画等について検討いただいて、実際それを今度実行していくというふうな格好になればいいと思えます。そんな考え方でお願いしたいなというふうに思っています。

議長（上村会長）

よろしいでしょうか。

阿達 正委員

はい。

議長（上村会長）

時間が長くなりましたが、この第6号議案については、今の内容についてそれぞれ議論をいただきましたし、課題もできて出てきたというところがございます。それとこの29年度の活動計画というのは、農業委員会または県のほう出てくる団体、そこから来るいわゆる農業委員会の組織としての動きというようなことで、基本的にはそういったことの中で統一された方針ということでございます。これを基本業務計画というところの中において、今後我々活動する中では、いわゆる部会でこれらをどうするかというふうに議論していただければと思えますが、まずもってこの基本的な業務計画ということは、この案ということにさせていただきたいと思っています。また4月に新たな体制になるという形の中では、いわゆる推進委員のこれからの活動等々も当然出てくるわけですので、そこいらから来る活動の細部については、またこれから大いに土台としてつみ上げていかなくちやならんかなと考えておるところでございます。再三言いますが、推進委員についてはどこの地区もやはりある程度足並みをそろえないとなかなか動きが見えないというような状況でございます。これから4月に向けて体制ができる農業委員会がほとんどでありますので、その辺も足並みをそろえて新たな計画づくりということで向かっていきたいなというふうに思います。

まずもって、この議案第6号「平成28年度農業委員会活動の点検・評価及び平成29年度活動等の策定」については、事務局の説明のとおり承認いただけますでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、承認することといたします。

先ほどの件が分かりましたので、報告させていただきます。

事務局（高橋主任）

先ほどの第5条の整理番号1の排水の件ですけれども、設計者に確認しました。合併浄化槽30人規模のものを設置し、雨水とともに排水溝に繋ぎ込みをする計画とされているということでした。以上です。

桑原正文委員

分かりました。

小島結治委員

分かりましたが、適正にやれば多分なんの問題もないと思うんですけども、やはり農家の方も浄化槽の水が出てくるということを、ある程度意識しない人はいないと思います。ただその辺の話が本当にその、あそこ*****地区ですので、*****農家組合長とかにそっちのほうから協議がいつているのかどうか少し不安な面があります。その辺をまた設計者等に法的に何の問題もないって突っぱねられてしまえば、それは何にも言ってみようもないんですけども、やはりある程度感情的になるかと思えますんで、若干地元の方々にその辺の話も通しておいてもらわないと、また後々いろいろ問題が出てくる可能性がないばかりではないと思えますんで、その辺また事業主のほうに地元対応を十分やってくださいという意見をつけて、また後々してもらいたいと思えますので、よろしくお願いします。

桑原正文委員

関連でいいですか。これ工業下水。私達素人は普通下水というと工業下水につながるというような浅はかな知識しかないもんだから、あえて合併槽というのはどういうふうにおいて検知されるのかなという素直な、勉強不足の疑問があるんですが、その辺いかがでしょうか。わざわざ順序立ててご理解いただかないければならないような状況等なのか。

議長（上村会長）

いずれにせよ、その県の申し入れを認可するような形で実行の方が申し入れをしていただきたいと思えます。また今小島さんの部分については専門家がそれこそ確認しないと。いずれにせよ桑原委員からありました素人で勉強不足というようなことの中での実行者への申し入れは進めていくと。

その他

事務局（穴沢主任）

- ・農業委員会活動記録セットについての説明
- ・農業者年金の加入推進記録簿についての説明

議長（上村会長）

それでは、以上をもちまして本日の提案の報告・議案事項については全て審議を終了いたしました。ありがとうございました。

（時刻は 16 時 38 分）

上記会議の内容は、平成 28 年度第 1 2 回魚沼市農業委員会総会の顛末に相違ないことを認め、署名する。

平成 年 月 日

魚沼市農業委員会

議席番号 番

議席番号 番
